

松江市新たな観光財源検討委員会報告書（追加報告）

松江市新たな観光財源検討委員会（以下「本検討委員会」という）では、令和 6 年 4 月に松江市が実施した「宿泊税制度に関する基本方針（案）」に対するパブリックコメントや宿泊事業者説明会での意見、また、隠岐 4 町村議会や隠岐町村会からの要望等を踏まえ、税制上の主な意見である「課税免除の対象拡大」及び「免税点の設定」について改めて検討を行った。

この度の検討に際しては、令和 6 年 6 月以降に松江市が実施した宿泊事業者アンケートや隠岐 4 町村への 2 回の実態調査も踏まえて議論を行い、本検討委員会として以下のとおり松江市に提言する。

1 課税免除の対象拡大について

税の軽減措置は限定的な対応が原則とされ、課税免除についても公益性が求められるなど、税制度上、課税免除の対象は拡大しないこと、また、宿泊事業者の事務負担の観点からも対象は限定することが望ましいものとする。

2 免税点の設定について

※ 免税点の設定については、税の原則を踏まえつつ、納税義務者並びに特別徴収義務者への配慮の観点を加えて、検討を行った。

- (1) 離島という地域特性への対応について、隠岐 4 町村から学校の部活動や医療目的で松江市内に宿泊する場合の宿泊価格帯は、3 千円台に 3 割弱が宿泊している一方で、4 千円台から 6 千円台にもそれぞれ 2 割程度が宿泊しているなど幅広い状況にあること、また、妊産婦等が医療機関に通院・入院するために宿泊する場合には、1 泊一人 3 千円となる支援制度があることを踏まえ、免税点を 5 千円に設定する（5 千円未満の場合は課税を免除する。以下、同じ。）ことで、宿泊先を一定確保しつつ、課税対象とならない価格帯への宿泊が選択可能になることから、税負担の軽減につながるものとする。
- (2) 低廉な価格帯の宿泊への配慮について、定員 30 名以下の比較的小さい規模の宿泊施設では 8 割程度が 5 千円未満の価格帯に宿泊していること、また、一般的に料金を低く設定している簡易宿所や民泊での宿泊においても、5 千円未満の価格帯が過半数を超えていることを勘案し、免税点を 5 千円に設定することで、低廉な価格帯への宿泊に係る負担感や、小規模宿泊事業者等への事務負担の緩和が図られるものとする。

- (3) 宿泊事業者の事務負担への対応について、市内の宿泊施設全体の状況として 5 千円以上 6 千円未満の価格帯から宿泊者が大きく増加する傾向にあることから、免税点を宿泊者が多くなる価格帯の手前の 5 千円に設定することで、事務負担への影響を低減させることにつながるものと考える。
- (4) 以上の 3 つの検討ポイントを総合的に勘案すると「免税点を 5 千円」に設定することは妥当性があるものと考える。なお、免税点を 5 千円に設定した場合においても、MATSUE 観光戦略プランを実現するために必要な事業規模として想定している 3 億円程度の税収を確保できる見込みとなっている。

3 課税要件について

上記の「1 課税免除の対象拡大について」及び「2 免税点の設定について」に鑑み、免税点及び課税免除については、次表の要件とすることが適当である。

項 目	要 件
免 税 点	免税点を設けることとし、設定金額は 5 千円とすることが望ましい。 (5 千円未満の場合は課税を免除する。)
課税免除	課税免除の対象拡大は行わず、教育旅行に限定することが望ましい。 ※課税免除の対象者： 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒、学生 ※教育旅行： 学習指導要領に規定の学校行事(修学旅行、集団宿泊等)で、全校又は学年を単位として実施されるもの

以上、松江市においては、宿泊税の創設にあたって、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えの下、引き続き、納税者や特別徴収義務者をはじめとする関係者への丁寧な説明、また必要な調整を図りながら制度の構築を行われるよう求める。

令和 6 年 8 月 27 日
松江市新たな観光財源検討委員会